

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付並びに同年〇月〇日及び同年〇月〇日付けでした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、C所在のD原子力発電所構内でE共同企業体が施工する「〇構内ズリ・がら等撤去工事及びこれに伴う関連工事」において、がれきの収集・運搬を行う重機のオペレーター業務に従事し、電離放射線に被ばくした。

請求人は、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「膀胱腫瘍」と診断され、翌日にはG病院に転医し「膀胱がん」と診断された。その後、請求人は、H病院に受診し、平成〇年〇月に「胃がん」、同年〇月に「大腸（S状結腸）がん」と診断され、以後、複数の医療機関において療養を継続した。

請求人は、請求人の膀胱がん、胃がん及び大腸（S状結腸）がん（以下「本件疾病」という。）の発症は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人が原処分において認定された累積被ばく線量56.41mSvを超える放射線被ばくを受け、本件疾病を発症したと主張する。

(2) 請求人に発症した本件疾病については、I医師、J医師及びK医師の意見から、当審査会としても、それぞれ原発性のものと判断する。

(3) 電離放射線に被ばくする業務に従事した者に発症した疾病に係る業務起因性の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「電離放射線に係る業務上の認定基準について」（昭和51年11月8日付け基発第810号。以下「認定基準」という。）を策定しているところ、請求人に発症した本件疾病については、「胃がん、食道がん及び結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」とこれに基づいた労災補償の考え方について（平成24年9月28日付け基労発0928第1号。以下「胃がんの労災補償の考え方」という。）及び「膀胱がん・咽頭がん・肺がんと放射線被ばくに関する医学的知見」とこれに基づいた労災補償の考え方について（平成27年1月28日付け労災発第0127第2号。以下「膀胱がんの労災補償の考え方」という。）が示されている。

請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、胃がんの労災補償の考え方及び膀胱がんの労災補償の考え方が、それぞれ、被ばく線量が100mSv以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まることとしている点について、100mSv未満の放射線被ばくはがん発症との関連性がないと断定できるものではない旨を主張する。また、併せて、放射線被ばくからがん発症までの期間が少なくとも5年以上あることとしている点について、5年という最小潜伏期間は必ずしも確定したものではなく、近時の報告書では4年とする取扱いもみられ、確たる根拠に基づくものとは言い難い旨を主張し、胃がんの労災補償の考え方及び膀胱がんの労災補償の考え方に拘束されるべきではない旨を述べる。

しかしながら、労災保険給付を行うべきか否かの判断、すなわち業務上外の認定においては、放射線被ばくとその後に発症したがんとの間に相当因果関係があるか否か、換言すれば、放射線被ばくが相対的に有力な原因となつてがんを発症したと認められるか否かが問題となるところ、請求代理人の主張は、100mSv未満の放射線被ばくとがん発症との間に関連性がある可能性を示唆するにとどまるのであつて、そもそも業務上外の認定における判断を左右しない。

また、近時の報告書では最小潜伏期間を4年とする取扱いもみられることから確たる根拠に基づくものとは言い難いとの点については、請求人の放射線被ばくから本件疾病の発症に至る期間からみて、結論に影響を与えるものとも認められない。

したがって、当審査会としては、胃がんの労災補償の考え方及び膀胱がんの労災補償の考え方を妥当なものと考えることから、以下、これらに基づき判断する。

(4) 請求人の被ばく線量についてみると、次のとおりである。

請求代理人は、請求人の累積被ばく線量が56.41mSvにとどまらない理由として、①請求人は、線量計を外して作業をしたことがあり、この作業期間中の被ばく線量を考慮する必要があること、②線量計の装着箇所（シャツの胸ポケット）で受ける被ばく線量と漏えいし降下した放射性物質やそれに汚染されたがれきが存する地面により近い臓器が受ける被ばく線量を比較した場合には、後者の方がより多くなると考えられること、③内部被ばくの線量評価は、技術的に困難性があるので、特に留意する必要があるとされているところ、ホール

ボディカウンターによる直接計測のみでは、内部被ばくの線量評価としては適切性を欠くものと考えられることなどを挙げる。

ア 上記①について

(ア) 請求人は、平成○年○月○日作成の聴取書において、平成○年○月下旬から同年○月初旬に延べ4回、3、4号機周辺のがれきを手で処理する際に、線量計（ガラスバッジ及びAPD）を外して作業をした旨述べ、その理由として、作業当初1日1mSv程度被ばくする作業が続いたため、自分のような重機オペレーターがいなくなると作業班に迷惑がかかるとの思いと、会社から作業を4か月程度やってほしいと言われていたため、線量が高い作業のときに外した旨述べている。

請求人は、その後、平成○年○月○日付け陳述書及び平成○年○月○日作成の聴取書において、線量計を外して作業をした回数を少なくとも7、8回と変更している。

(イ) 線量計を外しての作業について、請求人と同じ班において作業を行った同僚等は、自ら行ったこともなければ、請求人が行ったことも知らない旨で一貫しており、狭い遠隔操作室内で線量計を取り外そうとすれば、他の作業員が気付く旨の申述も複数みられる。

(ウ) 月別従事者線量値一覧により請求人の日々の被ばく線量をみると、請求人が述べるように平成○年○月中旬までの間に被ばく線量が1mSv前後(0.800mSv以上)の日が5日(同月○日～○日、同月○日及び○日)みられ、同月末までの間においては、他に4日(同月○日、同月○日、同月○日及び○日)認められ、中でも同月○日はそれまでで最も多い被ばく線量である1.541mSvとなっている。これに対し、同年○月○日から同月○日までの期間における被ばく線量は0.117mSv～0.527mSvで推移し、同年○月の状況とは異なるところ、当該状況については請求人も十分承知していたものと考えられる。

こうした中、原子力発電所の工事現場での就労を打診してきた会社関係者に、「そのような危ない場所での仕事はいやだ。」と言って何度も断り、「この現場に行ってくれないと今後仕事を出さない。」と言われ、やむなく本件業務に就いた旨述べている請求人が、一転して自身の健康及び健康管理面の影響も顧みず、作業班に迷惑がかかる等の理由で突如お盆明けから

線量計を外して作業を行ったとは考え難く、線量計を外して作業をした理由として請求人が挙げる内容に合理性は認められないと判断する。

(エ) 以上のことを総合的に勘案すると、請求人の申述は信憑性に乏しいと言わざるを得ず、当審査会としても、請求人が線量計を外して作業を行ったと認めることはできない。

なお、決定書理由に説示のとおり、請求人と同一作業班で同期間作業に従事した同僚3名の累積被ばく線量は、それぞれ53.65mSv、57.56mSv、58.60mSvであり、請求人の累積被ばく線量は、これら同僚の被ばく線量との乖離もなく、妥当な値であると判断する。

イ 上記②及び③について

当審査会としても、決定書理由に説示のとおりであると判断するところ、請求代理人は、請求人の累積被ばく線量ないし本件疾病の発症部位における累積被ばく線量は原処分において認定された56.41mSvを超える旨を主張するが、当該主張はあくまで推測にとどまるのであって、56.41mSvをどれほど上回ると推定されるのかについて具体的に何ら示しておらず、請求代理人の当該主張を採用することはできない。

ウ 上記ア及びイのとおりであるから、当審査会としても、請求人の外部被ばく線量は56.41mSvであり、内部被ばくは認められないものと判断する。

(5) 本件疾病と放射線被ばくとの因果関係について

ア 上記「膀胱がんの労災補償の考え方」及び「胃がんの労災補償の考え方」によれば、本件疾病の業務上外については、個別事案ごとに以下の3項目を総合的に検討するとされている。

(ア) 被ばく線量

被ばく線量が100mSv以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること。

(イ) 潜伏期間

放射線被ばくからがん発症までの期間が、少なくとも5年以上であること。

(ウ) リスクファクター

放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること。

イ 請求人についてみると、次のとおりである。

(ア) 請求人の被ばく線量は、上記(4)のとおり56.41mSvであり、上記項目に示す被ばく線量を大きく下回っている。

(イ) 請求人の本件疾病の発症時期は、膀胱がんについてはG病院における確定診断日である平成〇年〇月〇日、胃がんについてはL病院における確定診断日である平成〇年〇月〇日、大腸(結腸)がんについてはH病院における確定診断日である同年〇月〇日とするのが妥当であるところ、潜伏期間は、それぞれ、約11か月、約1年8か月、約1年10か月となる。したがって、いずれの疾病も、上記項目に示す潜伏期間を大きく下回っている。

(ウ) 膀胱がん及び胃がんのリスクファクターとなる喫煙について、請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において1日1箱とし、H病院診療録によれば1日30本とされている。また、結腸がんのリスクファクターとなる飲酒について、請求人は、上記聴取書においてウイスキーを週に500ml、ビールを1日350mlとし、H病院診療録によればビールを1日コップ2杯とされている。

なお、請求代理人は、電離放射線に係る実地調査票における請求人の喫煙、飲酒に関する記述は、実態と異なる旨主張するが、当該記述は、請求人が上記聴取書において自ら述べ、誤りがない旨署名している内容であることから、請求代理人の主張は採用できない。

(エ) 以上のことからすると、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病と放射線被ばくとの間に相当因果関係は認められないものと判断する。したがって、請求人に発症した本件疾病は、電離放射線にさらされる業務によるものとは認められない。

(6) なお、請求代理人は、請求人のような比較的若い年齢での、かつ、ほぼ同時期に3つのがんを発症するという希な事例は、喫煙や飲酒というリスクファクターの影響のみによるものと解することは困難であり、放射線被ばくが影響していると考えらることに合理性がある旨主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、仮に、請求代理人が主張するように、放射線被ばくによる何らかの影響があったとしても、それが単に影響にとどまる限り、上記結論を左右しない。

また、一般的に、がんの主な発症原因には生活習慣や慢性感染などがあり、

年齢とともにリスクが高まるとされているが、後天的要因のみならず遺伝的要因なども明らかとなっているところ、膀胱がんに関しては、日本癌治療学会のがん診療ガイドライン（膀胱がんガイドライン2011年）によれば、喫煙習慣により罹患リスクが非喫煙者に対して2倍から4倍増加するとともに、約5年から6年早く発症するとされている。また、喫煙者は非喫煙者と比べて胃がんの発症リスクが約1.6倍高まるとの報告（Cancer Causes Control 19(7):689-701, 2008）や飲酒者は非飲酒者と比べて大腸がんの発症リスクが約1.5倍から2倍程度上昇するとの報告（European Journal of Cancer 43(2):381-394, 2007）がみられ、さらに、大腸がんに関しては、遺伝的素因を有する人にみられるがんは、非遺伝性の人より若い年齢で発生するのが一般的で、2つ以上の異なる種類の原発がんが同一患者に発生することもあるとの報告（Genetics of Colorectal Cancer Last Modified:2016-02-12）もみられる。これらの医学的知見に請求人の喫煙歴、飲酒歴などを併せ勘案すれば、請求代理人の上記主張は必ずしも医学的に合理性を有するとは言えないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。